

験者などを中心に、幅広く関係者を結びつけた新しいグループが誕生してきた。

また、「記録する会」では、いつたん建設の決まつた「祈念館」が白紙化されるという異常事態のなかで、民間基金による「資料センター」(2001年開館)設立へと向かつた。



一九四五年三月一〇日、東京・本所、路上に折り重なる焼死体(東京空襲を記録する会『東京大空襲・戦災誌』第1巻より)

このほか、出版社クリエイティブ21から、「戦争孤児を記録する会」による体験記録集『焼け跡の子どもたち』(一九九七年)の出版もあつた。

「東京大空襲展」の実行委員会である「東京大空襲六十年の会」(呼びかけ人代表・村岡信明氏、安増武子氏、星野ひろし氏)は、上に例をあげた、「ポスト戦後五十年」のシーンを代表するグループの人びとが主力メンバーとなり、結果的に、これらの人びとが初めて「協働」して社会にアピールする機会になつた。

では、今回の展示を通じて、どのようなことが明らかになつただろうか。

もちろん、展示の「受けとめ方」はひと様々であり、それによつて感想も異なつてくるだろう(特に、私自身は、個別の「展示プラン」づくりにはあまり関わらなかつたので、以下に述べる感想・意見は「主催者の意図」とは別に、あくまで、一関係者として展示を見た)私が、それを「どう受けとめたか」を述べたものと捉えて頂きたい。

その上で、私個人としては、「死体処理」の問題、戦災孤児、傷害者たちがおかれた境遇の実態、そして、補償など、「東京大空襲」の被害者たちが「戦後」、どのような待遇を受けたか、「戦後日本」の体制ができるがつていく過程でむしろ、固定化され、助長されていった「差別」の問題を浮き彫りにした点を、今回の展示の大きな成果として指摘したい。

例えば、今回の展示がメインの企画として取り上げたものに、大空襲死者に対する「死体処理(仮埋葬)」の問題がある。

一九四五(昭和二〇)年三月一〇日、下町を襲つた「東京大空襲」では、約十万人以上の死者が発生したといわれ、東京都はそれまでに「死体処理要綱」と呼ばれるガイドラインを用意していたものの、この時の空襲はあまりにも想定を上回つていたため、そのガイドラインに定める検死・身元確認の作業も事実上放棄されるかたちで、被災地周辺の公園・寺院境内などに「仮埋葬」処理された。地元警察署などの判断で「死亡証明」が発行された例もあるものの、数万人単位の遺体は、事実上「投げ込み」に近いかたちで処理されたことが、多くの証言などによつて裏付けられている。

これらの遺体は、一九四八(昭和二三)年から「公共空地整備事業」という隠れ蓑のもので、一斉に発掘・火葬した上、墨田区横網町公園にあつた「震災記念堂」に合葬された(その後、「東京都慰靈堂」と改称、両国駅から徒歩十分の場所)。しかし、その経過は、占領当局によるプレス・コードのもと、一般の市民にはほとんど知られなかつた。

近年、この過程で作成された『都内戦災殉難者靈名簿』の台帳に当ると思われる名簿が発見され、東京都が『靈名簿』の作成(遺骨の身元調査)に着手していた事実が明らかになつたが、それも、一九五五(昭和三十)年前後

を境に打ち切られ、現在では、遺骨の管理・判明した遺族への遺骨の引渡し・広報・慰靈法要など一切の業務を、外郭団体である（財）東京都慰靈協会に行なわせている。

戦時中は、きわめて不十分とはいえる。「戦時災害保護法」（一九四二年制定）があり、行政も死者の身元確認、（戦争遂行上）最低限の「保護」を行なう法的義務を負っていたが、敗戦後は、これが廃止となり、軍人・軍属のみに限った援護制度が創設されたため、一般市民の空襲被害者はまったくの無権利状態で放置された。

戦災孤児たちのおかれた状況についても、戦時中は、「学童疎開」など（これもまたねじれたかたちで）「保護」されていた状態から、戦後は一部保護施設などに引き取られた者を除いて、まったくの無権利・無保護の状態で親戚や他人の社会に投げ出され、いまだに多くの人びとが身体的酷使や生活上の差別・精神的緊張による心の傷を背負っている。

最近、ピースおおさかでも遺体処理作業についての調査が行なわれ、実態が分かってきているが、これらの大都市空襲の事例に比べても東京における「身元不明遺体」の発生はやはりその質・規模において際立つており、また、敗戦後、何らかの意味で国家的援護の対象とされた広島、長崎、沖縄などの事例に対して、無権利状態による放置の度合いは際立つものと言わねばならない。

これらの事実は、空襲被害者たちの置かれ

一九四五年三月一〇日、東京・深川、焼死した親子（出典は前の写真と同じ）



にねじれたかたちで埋め込まれた差別を告発した点で、画期的な意味を持つ展示であったと考える。

早稲田大学の池谷好治氏は、二〇〇三年九月、『歴史評論』（六四一号）に寄せた論文のなかで、日本の戦後補償の体系を「軍籍と国籍」という二つの身分要件による、「民間人」と「外国人」の排除と捉えているが、上のようないくつかの実態を捉える上で、このような見方はきわめて重要ではないだろうか。

もちろん、植民地支配や侵略をした側である国の市民の被害者と、された側の国の人びとを同列に捉えることはできない。しかし、「軍籍と国籍」という二つの差別原理を解体し、日本国内自身を含め、アジア地域全体に開かれた戦後補償・人権保護の体制を作つていくという課題のなかで、両者を「つなげて」いくという角度からの取り組みや運動間の交流、それをベースにした議論などがもつと理解されてもいいのではないだろうか。

展示を主催した「東京大空襲六十年の会」では現在、清算委員会を作つて展示品の管理办法などについて検討している（会 자체は七月で解散）。また、それ以外にも、私を含め、展示に関わった有志で新しいネットワークを作ろうという話なども出ていている。

いずれまた、状況の報告や問題提起などをできればと思っている。

（やまもと・ただひと、東京大空襲展実行委員会協力者）